

国指定大東諸島鳥獣保護区  
大東諸島特別保護地区計画書  
【指定】  
(環境省案)

令和6年 月 日

環 境 省

## 1 国指定鳥獣保護区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

大東諸島特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

大東諸島鳥獣保護区の沖縄県島尻郡北大東村字中野 117 番地 1、117 番地 4、176 番地 1、237 番地、242 番地、256 番地、274 番地、276 番地 1、279 番地、282 番地 1、282 番地 19 及び 283 番地並びに同村字南 111 番地 1、113 番地 1、114 番地 1、140 番地 1、141 番地 1、142 番地 1、147 番地及び 149 番地 1 の一部並びに同郡南大東村字北 353 番地 5、354 番地、393 番地 1、394 番地 1、395 番地 1、563 番地 1、577 番地 1、578 番地、579 番地、580 番地、597 番地、628 番地 1、635 番地 1、679 番地 1、679 番地 2、679 番地 3、679 番地 4、679 番地 5、688 番地 1、688 番地 2、702 番地、703 番地、708 番地 1 及び 714 番地 1、同村字新東 15 番地、66 番地、72 番地、162 番地 1、162 番地 2、259 番地、260 番地 1、262 番地 1、268 番地 1、271 番地 1、277 番地、379 番地、476 番地 1、490 番地及び 494 番地、同村字池之沢 31 番地、40 番地 1、40 番地 2、216 番地 1、217 番地 1、234 番地、234 番地 3、238 番地 1、238 番地 2、241 番地 1、241 番地 2、242 番地、244 番地、244 番地 2、250 番地、250 番地 2、252 番地、253 番地 1、254 番地、254 番地 2、同村字在所 3 番地、3 番地 2、4 番地、5 番地、6 番地、6 番地 2、7 番地、7 番地 3、8 番地、9 番地、11 番地、12 番地、15 番地、16 番地、17 番地、17 番地 2、80 番地 1、82 番地 1、83 番地、84 番地、89 番地、96 番地、97 番地 1、102 番地 1 及び 103 番地 1、同村字南 205 番地、207 番地 12 並びに同村字旧東 4 番地 5、4 番地 13、4 番地 14、5 番地 1、5 番地 2、6 番地 7、6 番地 15、6 番地 25、6 番地 26、7 番地、7 番地 3、7 番地 10、12 番地 1、28 番地、並びに 233 番地 1 及び 234 番地 1

### (3) 特別保護地区の存続期間

令和 6（2024）年 11 月 1 日から令和 26（2044）年 10 月 31 日まで（20 年間）

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

### (2) 特別保護地区の指定目的

大東諸島鳥獣保護区は、沖縄島から東へ約 400 km の洋上に位置する隆起環礁による海洋島であり、海洋によって大陸や日本列島等の近隣地域から隔離されてきた地域である。北大東島及び南大東島は、いずれも海岸線は断崖で、中央部は盆地状で池沼が点在している。

このような隔離された自然環境を反映して、環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧 I A 類のダイトウオオコウモリの生息地となっているほか、鳥類では環境省レッドリスト 2020 に記載された絶滅危惧 II 類のダイトウコノハズクの生息地ともなっている。また、セイタカシギ、タカブシギ等の希少な鳥類やダイトウカイツブリ、ダイトウヒヨドリ、ダイトウメジロ等固有の亜種を含む数多くの種が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、大池等の池沼の水面、その周辺の湿地及び森林はダイトウオオコウモリ及び希少鳥類の休息の場又は採餌の場として良好な環境となっている。森林のなかでも幕

林と呼ばれる樹林帯は良好な環境が維持されており、ダイトウオオコウモリやダイトウコノハズクなど希少鳥獣の重要な生息場所である。

以上のとおり、当該区域は大東諸島鳥獣保護区の中でも希少鳥獣類の生息地として特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

### (3) 管理方針

- 1) ダイトウオオコウモリ及び希少鳥類の休息の場又は採餌の場として、大池等の池沼の水面、その周辺の湿地及び森林については、現状のままの保全を基本とする。
- 2) 区域内の用排水路の整備及び森林内の道路の改修に当たっては、鳥獣類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。
- 3) 特定外来生物等の侵入状況について定期的に情報を収集し、区域内の鳥獣類の生息・利用等に影響を及ぼす恐れのある場合は対策を検討する。

## 3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり

## 4 当該区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該区域の概要

#### ア 特別保護地区の位置

当該区域は、北大東島のうち、長幕と呼ばれる斜面林及び幕林、主要なビロウ林、主要な池沼・湿地帯及び周辺樹林等からなる区域並びに南大東島のうち、大規模なドリーネ、大池等主要な池沼・湿地帯・周辺樹林及び幕林等からなる区域。

#### イ 地形、地質等

両島はいずれも隆起環礁であり、中央盆地部分には数多くの池沼・湿地が点在する。表層土壌は、テラロッサと呼ばれる赤土、地盤は石灰岩からなる。

#### ウ 植物相の概要

池沼や湿地の周辺、同心円上に島を取り囲む斜面林には、リュウキュウマツ、モクマオウ及びフクギ等が植林されているほか、一部にビロウ等の群落が成立している。

また、ダイトウシロダモ、ダイトウセイシボク等の固有種が生育している。

なお、北大東島の長幕、南大東島の大池周辺のオヒルギ群落及び海岸地域の海岸植物群落は、国の天然記念物に指定されている。

#### エ 動物相の概要

鳥獣保護区に同じ。

### (2) 生息する鳥獣類

#### ア 鳥類

別表 2 のとおり

イ 獣類

別表 3 のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

・令和 2 ～ 4 年度（北大東島）

加害鳥獣 キジ

被害品目 かぼちゃ、馬鈴薯

5 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 8 本

(2) 案 内 板 2 基

6 参考事項

(1) 当初指定

平成 16 年 11 月 1 日（平成 16 年 10 月 26 日 環境省告示第 58 号）

別表1 大東諸島鳥獣保護区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	(4251)			(234)					
林野	4243 ha	- ha	4243 ha	234 ha	40 ha	274 ha	- ha	- ha	- ha
農耕地	(1053)			(27)					
水面	1220 ha	- ha	1220 ha	32 ha	45 ha	77 ha	- ha	- ha	- ha
その他	(2508)			(4)					
	2395 ha	- ha	2395 ha	3 ha	0 ha	3 ha	- ha	- ha	- ha
	(187)			(136)					
	107 ha	- ha	107 ha	140 ha	0 ha	140 ha	- ha	- ha	- ha
	(503)			(67)					
	521 ha	- ha	521 ha	59 ha	△ 5 ha	54 ha	- ha	- ha	- ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	(13)			(3)					
国有林	4 ha	- ha	4 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
林野庁所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
制限林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
文部科学省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国有林以外の国有地	(13)			(3)					
農林水産省所管	4 ha	- ha	4 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
財務省所管	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
国土交通省所管	(11)			(3)					
環境省所管	1 ha	- ha	1 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
	(2)								
	3 ha	- ha	3 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
地方公共団体所有地	(1661)			(231)					
都道府県所有地	1703 ha	- ha	1703 ha	232 ha	40 ha	272 ha	- ha	- ha	- ha
制限林地	(172)								
保安林	151 ha	- ha	151 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
砂防指定地	(46)								
その他	39 ha	- ha	39 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	39 ha	- ha	39 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	0 ha	- ha	0 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
市町村所有地等	(126)								
制限林地	112 ha	- ha	112 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
保安林	(1489)			(231)					
砂防指定地	1552 ha	- ha	1552 ha	232 ha	40 ha	272 ha	- ha	- ha	- ha
その他	(956)			(17)					
普通林地	985 ha	- ha	985 ha	17 ha	45 ha	62 ha	- ha	- ha	- ha
その他	985 ha	- ha	985 ha	17 ha	45 ha	62 ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	22 ha	- ha	22 ha	15 ha	- ha	15 ha	- ha	- ha	- ha
その他	(533)			(214)					
	545 ha	- ha	545 ha	200 ha	△ 5 ha	195 ha	- ha	- ha	- ha
私有地等	(2577)								
制限林地	2536 ha	- ha	2536 ha	2 ha	△ 0 ha	2 ha	- ha	- ha	- ha
保安林	(6)								
砂防指定地	5 ha	- ha	5 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	(6)								
普通林地	5 ha	- ha	5 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
普通林地	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
その他	(4)								
	4 ha	- ha	4 ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
	(2567)								
	2527 ha	- ha	2527 ha	2 ha	△ 0 ha	2 ha	- ha	- ha	- ha
公有水面	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha	- ha
計	(4251)			(234)					
	4243 ha	- ha	4243 ha	234 ha	40 ha	274 ha	- ha	- ha	- ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域			
	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既 存 面 積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	
自然環境保全法による地域	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha
└─ 特別地域	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha
└─ 普通地域	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha
自然公園法による地域	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha
└─ 特別保護地区	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha
└─ 特別地域	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha
└─ 普通地域	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha	-	ha
文化財保護法による地域	(75)			(18)						
	115 ha	-	ha	115 ha	25 ha	-	ha	25 ha	-	ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定大東諸島鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	○ キジ		外来
カモ	カモ	オカヨシガモ		稀な旅鳥又は冬鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		マガモ		留鳥
		カルガモ		稀な旅鳥又は冬鳥
		○ ハシビロガモ		冬鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		○ コガモ		稀な旅鳥又は冬鳥
		ホシハジロ		稀な旅鳥又は冬鳥
		キンクロハジロ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ ダイトウカイツブリ		留鳥
		カンムリカイツブリ		迷鳥
		ミミカイツブリ		-
		ハジロカイツブリ		稀な旅鳥又は冬鳥
ハト	ハト	カラバト(ドバト)		外来
カツオドリ	ウ	カワウ		冬鳥
		ウミウ		稀な旅鳥又は冬鳥
ペリカン	サギ	○ ヨシゴイ	NT	留鳥
		リュウキュウヨシゴイ		留鳥
		○ ゴイサギ		冬鳥
		ササゴイ		旅鳥
		アマサギ		旅鳥
		○ アオサギ		冬鳥
		○ ダイサギ		-
		○ チュウサギ	NT	旅鳥
		○ コサギ		冬鳥、旅鳥
	トキ	クロツラヘラサギ	EN	迷鳥
ツル	ツル	ナベヅル	VU	-
	クイナ	○ ヒクイナ(リュウキュウヒクイナとして)		留鳥
		○ バン		留鳥
		○ オオバン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	ホトギス		旅鳥
チドリ	チドリ	ムナグロ		冬鳥
	セイタカシギ	○ セイタカシギ	VU	旅鳥
	シギ	タシギ		旅鳥
		オオハシシギ		-
		コアオアシシギ		稀な旅鳥又は冬鳥
		クサシギ		稀な旅鳥又は冬鳥
		タカブシギ	VU	旅鳥
		○ イソシギ		旅鳥
		キョウジョシギ		稀な旅鳥又は冬鳥
	カモメ	ユリカモメ		迷鳥
		コアジサシ	VU	-
		○ クロハラアジサシ		旅鳥
		ハジロクロハラアジサシ		稀な旅鳥又は冬鳥

(別表2) 生息する鳥獣類(鳥類)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考	
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	NT	冬鳥	
		オオタカ	NT	稀な旅鳥又は冬鳥	
		ノスリ		稀な旅鳥又は冬鳥	
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ		冬鳥	
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		冬鳥	
		ハヤブサ	VU	迷鳥	
スズメ	モズ	○ モズ		留鳥	
	ツバメ	○ ツバメ		旅鳥	
	ヒヨドリ	○ ダイトウヒヨドリ		留鳥	
	ウグイス	○ ウグイス		留鳥	
	ムシクイ	○ メボソムシクイ		旅鳥	
	メジロ	○ ダイトウメジロ		留鳥	
	ヒタキ	シロハラ			冬鳥
		ジョウビタキ			稀な旅鳥又は冬鳥
		ノビタキ			稀な旅鳥又は冬鳥
		イソヒヨドリ			留鳥
		エゾビタキ			稀な旅鳥又は冬鳥
	キビタキ	キビタキ			稀な旅鳥又は冬鳥
		スズメ	○ スズメ		留鳥
	セキレイ	キセキレイ			冬鳥
ハクセキレイ				冬鳥	
アトリ	マヒワ			稀な旅鳥又は冬鳥	
	イカル			稀な旅鳥又は冬鳥	
合計	13目	27科	68種(亜種含む)		

(注)

- データは当該鳥獣保護区において鳥獣保護管理員が行った調査結果(平成24年度～令和4年度の北大東島144回分、南大東島132回分)に拠った。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。  
環境省レッドリスト2020  
CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧I B類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足  
絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)  
国内希少:国内希少野生動植物種、国際希少:国際希少野生動植物種  
文化財保護法  
特天:国指定特別天然記念物、国天:天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣(平成24年度～令和4年度の11年度中7年度以上いずれかの島で確認できた種とした)。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に規定される希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載した。外来鳥獣については、外来と記載した。  
日本鳥類目録改訂第7版の記載内容に拠った。ただし、下記のとおりとした。  
RB:留鳥、WV:冬鳥、PV:旅鳥、IV:稀な旅鳥又は冬鳥、AV:迷鳥

(別表3)国指定大東諸島鳥獣保護区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
翼手	オオコウモリ	○ <u>ダイトウオオコウモリ</u>	CR・国内希少・国天	
食肉	イタチ	ニホンイタチ		外来
合計	2目	2科		2種

(注)

- データは当該鳥獣保護区において鳥獣保護管理員が行った調査結果(平成24年度～令和4年度の北大東島144回分、南大東島132回分)に拠った。
- 哺乳類の目・科・種(和名)及び配列は、「日本の哺乳類 改訂2版」(阿部 他 2008)に拠った。ただし、イタチについては、「世界哺乳類標準和名リスト2021年度版」に拠り、ニホンイタチとした。
- 種の指定等の要件は次の通りである。  
環境省レッドリスト2020  
CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足  
絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)  
国内希少:国内希少野生動植物種、国際希少:国際希少野生動植物種  
文化財保護法  
特天:国指定特別天然記念物、国天:天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣(平成24年度～令和4年度の11年度中7年度以上いずれかの島で確認できた種とした)。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)に規定される希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、外来鳥獣を外来と記載した。

131° 17'E

131° 18'E

131° 19'E

131° 20'E

# 大東諸島鳥獣保護区 区域図(北大東島)



25° 57'N

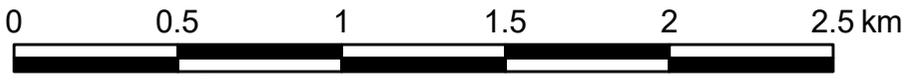
25° 56'N



## 凡例

-  大東諸島鳥獣保護区 特別保護地区
-  大東諸島鳥獣保護区

1:23,000



・測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 26  
 ・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

# 大東諸島鳥獣保護区 区域図(南大東島)

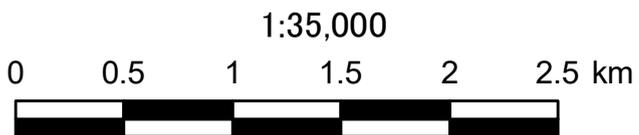
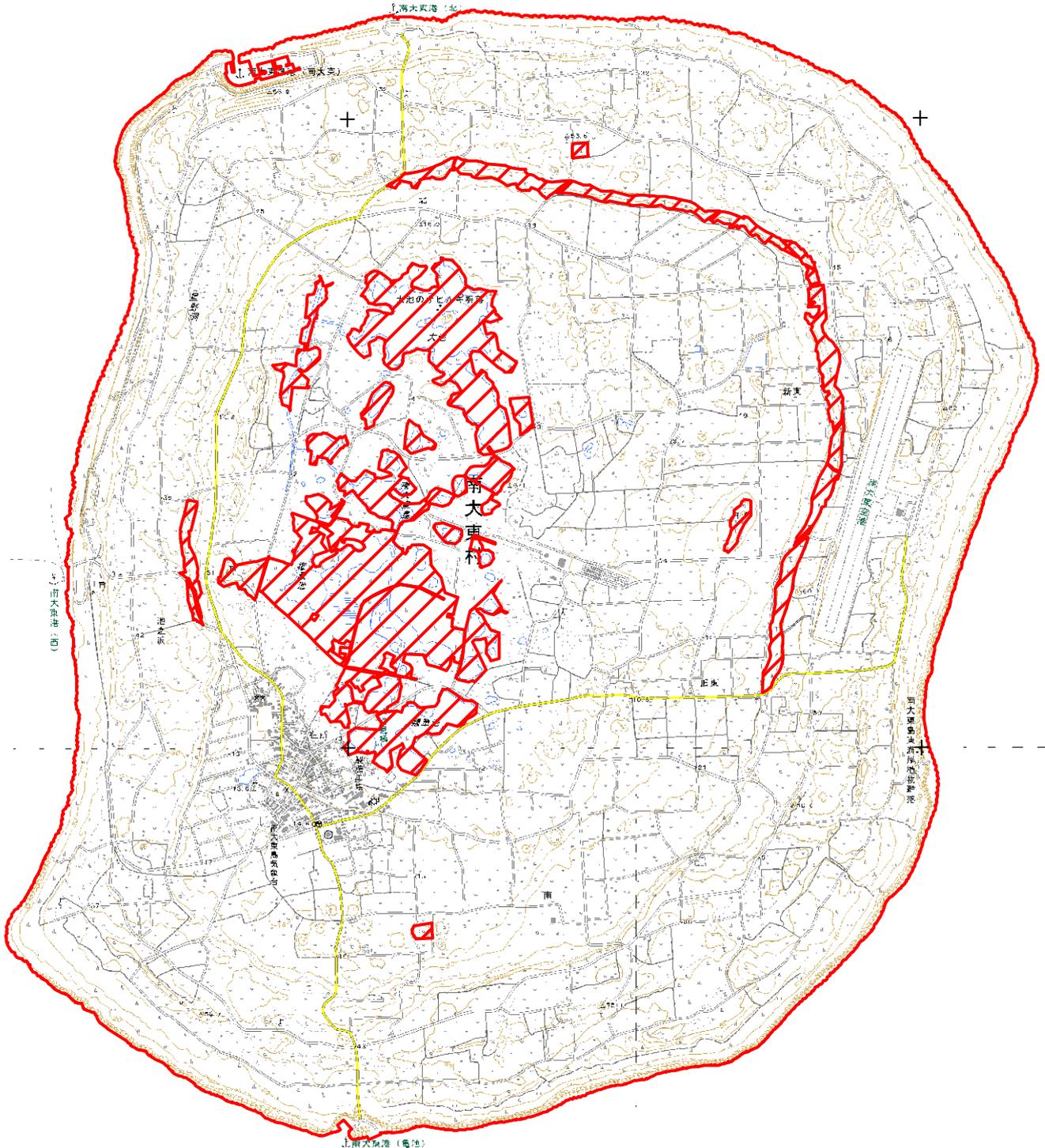
N



25° 52'N

25° 50'N

25° 48'N



**凡例**

- 大東諸島鳥獣保護区 特別保護地区
- 大東諸島鳥獣保護区

・測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHF 26  
 ・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。